

令和5年度 部活動 活動方針・実施要項

赤穂市立赤穂西中学校

1. 部活動の意義

○ 部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化活動に興味と関心を持つ同好の生徒が、学級や学年を超えて自主的・自発的に参加し、教師（顧問）の指導のもとに、個人や集団としての目的や目標を持ち、様々なことを学ぶ教育活動であり、次のような教育的意義がある。

- ・明るく充実した学校生活の展開
- ・体力の向上や健康の保持増進
- ・自主性、協調性、責任感、連帯感の醸成
- ・豊かな人間性の育成
- ・専門的な知識及び技能の習得

2. 部活動の目的

- 集団の一員として役割を自覚し、仲間と協力し友情を深めて楽しく豊かな共同生活を築き、集団を向上させようとする意欲を育てる。
- 生涯にわたりスポーツや文化に親しむ能力や態度を養い、技術面のみならず心と身体の成長を図り、豊かな社会性を育む。

3. 設置部・顧問

<運動部>

	部活動名	顧問		部活動名	
①	野球（男・女）	本岡・花田	⑤	バレーボール（女）	棕本・田代
②	陸上（男・女）	高下・植木	⑥	卓球（男） （女）	下村・井口・松尾 金田・大國
③	サッカー（男・女）	品川・小林			
④	ソフトテニス（男）	高田・岩谷	⑦	剣道（男・女）	氷室・櫻井

<文化部>

	部活動名	顧問		部活動名	
①	吹奏楽（男・女）	中村・百溪・小濱	②	文化（男・女）	耳田・山下

4. 指導計画

(1) 入部

- ・保護者の捺印した「入部願い」を提出し、正式入部とする。
ただし、第1学年は、入学後、「入部願い」提出までに、一定の見学及び体験期間を設ける。

- (2) I 3月～10月市新人戦まで (5時45分終了・6時00分下校完了)
- II 10月市新人戦～10月末・2月 (5時15分終了・5時30分下校完了)
- III 11月～1月 (4時45分終了・5時00分下校完了)
- IV 長期休業中 (I・II・IIIの活動期間に準ずる)

※1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度を基本とする。
ただし、公式試合、他団体主催の大会、練習試合等の場合は、生徒の過度の負担にならないように十分配慮して行う。

※公式試合・コンクールの場合は届出（顧問による部活延長の連絡）により、1週間前から、30分の延長を可能とする。（但し、顧問指導のもとの実施とし、保護者への連絡も密にする。

(3) 休養日（ノー部活デー）

【平日】

- ・週1日以上休養日を設ける。（原則として水曜日をノー部活デーとする。）
- ・天候の状況や行事などにより、ノー部活デーを振り替える場合もある。

【土曜日・日曜日】

- ・各部活動の試合やコンクール等の実態に応じて、週1日以上休養日を設ける。（定期テスト前の部活動停止期間も含める。）
- ・土曜日・日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(4) 早朝練習

- ・目的が明確である場合、届出、許可を得て顧問指導のもと実施する。
- ・登校は6:50以降とし、活動時間は、7時～8時まで（後片付けを含む）とする。
また、学級活動（日直など）、委員会活動に支障をきたさないこと。
- ・8時10分には必ず教室に入り、遅刻をしないこと。

(5) 活動停止

- ・定期考査前は活動停止とする。中間は3日前、期末は5日前からとする。
公式試合やコンクールなどをひかえ必要な場合は、許可を得ての実施を可能とする。
ただし、その際は、早朝と放課後の二重練習はしない。

(6) 熱中症への対策

- ・活動場所の気温、湿度、暑さ指数の状況を確認するとともに生徒の健康観察を行う。また、活動の内容、時間、場所について十分配慮する。気温 35℃以上及び暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、活動を行わない。
- ・屋内・屋外ともに、休憩や水分・塩分補給の時間を設けるなど配慮する。

(7) 入部手続き

1年生	(1) 対面式(部活動紹介)	4 /	10 (月)
	部活動実施要項配布	4 /	10 (月)
	入部願用紙配布	4 /	10 (月)
	(2) 部活動見学	4 /	13 (木) ~ 14 (金)
	(3) 部活動体験	4 /	17 (月) ~ 30 (日)
	(4) 希望調査	4 /	14 (金) 26 (水)
	(5) 入部願用紙提出(正式入部)	5 /	1 (月)
2, 3年生	(1) 部活動実施要項配布	4 /	6 (木)
	入部願用紙配布	4 /	6 (木)
	(2) 入部願用紙提出(正式入部)	4 /	10 (月)

5. 感染症防止対策について

「3つの密」を避けることを徹底し、手洗いや咳エチケットの指導を行うとともに、地域の感染の状況や学校の実情を踏まえ、

- ① タオルやコップ等の共用禁止
- ② 共有する用具の消毒
- ③ 部室や更衣室等の少人数、短時間での利用
- ④ 活動場所や利用施設における換気の徹底

などの感染拡大対策について、顧問と生徒が共通理解を図りながら実施する。あわせて、生徒自ら朝の検温などの健康観察を行い、体調不良の場合は必ず自宅で休養する。

部活動の心得

○ 部室の使用

- ・室内及び設備品を破損した場合は、その部屋を使用している部で修理、弁償すること。
- ・清掃(一週に一度)、整理(毎日)を徹底すること。
- ・施錠を忘れず、鍵は必ず職員室のカギ板または、顧問に返すこと。
- ・落書き、張り紙をしないこと。 ・ジュース・アメ・ガム等、飲食はしないこと。
- ・部活以外の更衣は禁止する。 ・部員以外の入室は認めない。
- ・個人の用具は、所定の場所で個人の責任において管理すること。

※以上守れない部は部室使用を禁止する。

○ 更衣室について

- ・各学年で決められた場所に整理して荷物をおく。
- ・部活動部長会を中心とし、施錠や掃除の分担を各部で決めて、正しく管理する。

○ 体育館・武道館使用の心得

- ・10分間の業間は、使用しないこと。
- ・ステージ、ステージ横の控え室、放送室、器具庫、教官室には許可なく入らないこと。
- ・必要以外のスイッチ、電気類にはさわらないこと。
- ・部活動及び授業のための更衣は、更衣室使用を許可すること。
- ・使用後は、モップがけをして消灯にも心がけること。
- ・換気扇を止め、消灯・戸締まりを忘れないこと。(更衣室・トイレ)
- ・上履きで踏み板の上に上がらないこと。(武道館)

※戸締まりは最後の部が責任をもって行う。